

生活保護

日本国憲法は、国民に基本的人権のひとつとして生存権を保障し、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第 25 条）と規定しています。この憲法によって保障された生存権を実現するための制度のひとつとして制定されたのが生活保護制度です。

生活保護は、経済的に困窮する人に対し、無差別に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。活用できる資産や稼働能力のある場合には、それらを活用する必要があり、民法上の扶養義務者の扶養や他の法律・制度による扶助が期待できる場合には、すべて生活保護に優先します。ただし、扶養義務者による扶養は生活保護の要件ではなく、事情によって照会を実施しない場合もあります。生活保護を受けるためには、まず各自が能力に応じた最善の努力をすることが必要で、そのような努力をしてもなお最低生活が営めない場合、初めて保護が適用されます。このような考え方を「補足性の原理」と言い、生活保護においては極めて重要な考え方となっています。

生活保護の申請は、国民の権利です。原則として要保護者又は扶養義務者等からの申請に基づいて開始されますが、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。

申請があると、地区担当員（ケースワーカー）がその世帯を訪問し、保護が必要かどうかについて調査をします。保護が必要となった場合には、居宅において必要な金銭や医療等の給付を行うのが原則ですが、居宅での保護が困難なときは、病院や施設等で保護することになります。

1 保護の動向

保護率の推移をみると、平成 4 年 7 月で 4.4%と最も低い保護率でしたが、その後増加傾向を示し平成 26 年 3 月は 12.1%となり、令和 6 年 3 月の保護率は 8.3%となっています。保護世帯数は、平成 26 年 4 月には 2,211 世帯となり最高値となりましたが、その直後から減少傾向を示し、令和 6 年 3 月には 1,798 世帯となりました。

開始、廃止世帯の動向では、平成 5 年度以降、しばらく開始世帯が廃止世帯を上回る傾向が続いたものの、平成 27 年度以降逆転し、令和 5 年度は、開始 188 世帯、廃止 214 世帯でした。

(生活福祉課)

2 保護の内容

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられています。

① 生活扶助

生活扶助は、日常生活を営むうえで必要な飲食物費・被服費・光熱水費・家具什器費などで、この基準には一般的・共通的な基準生活費と妊産婦・障害者等が特別な経費に充てるための加算とがあります。

② 住宅扶助

住宅扶助は、借家や借間住まいの人に対する家賃や間代、自家居住者の地代などです。また家屋の畳・建具・水道設備などの破損部分の、補修費も含まれます。

③ 教育扶助

教育扶助は、義務教育就学中の児童・生徒の教育に要する一切の経費です。したがって、副読本・ワークブック等の図書購入費、学校給食費、また交通費等も含んでいます。

④ 医療扶助

医療扶助は、疾病や負傷に必要な給付を行うもので原則として現物給付です。通院・入院・投薬や手術のほか、治療材料、また医師の同意などの条件を満たせば施術が対象となる場合もあります。

⑤ 介護扶助

介護扶助は、介護サービスを受けるときの給付で、原則として介護券等による現物給付です。居宅介護、福祉用具の給付、住宅改修、施設介護などを受けることができます。平成12年度に、介護保険制度の施行に伴い新設されました。

⑥ 出産扶助

出産扶助は、出産に伴う諸々の経費ですが、入院して分娩する場合の入院料も含まれます。

⑦ 生業扶助

生業扶助は、保護を受けている人が小規模な事業を営むために必要な整備や運営に要する生業費、就業するための技能を修得する場合の授業料や交通費に要する技能習得費、就職が確定した新規就職者が洋服などの購入費に充てる就職支度金があります。

⑧ 葬祭扶助

葬祭扶助は、保護を受けている人が死亡した場合の葬祭費ですが、単身の保護者が死亡した場合には、その人の葬祭を現実に行う人に支給されます。

これらに加えて、臨時的に特別な需要が生じた場合に、被服費、家具什器類、移送費、入学準備金などの一時扶助を行います。

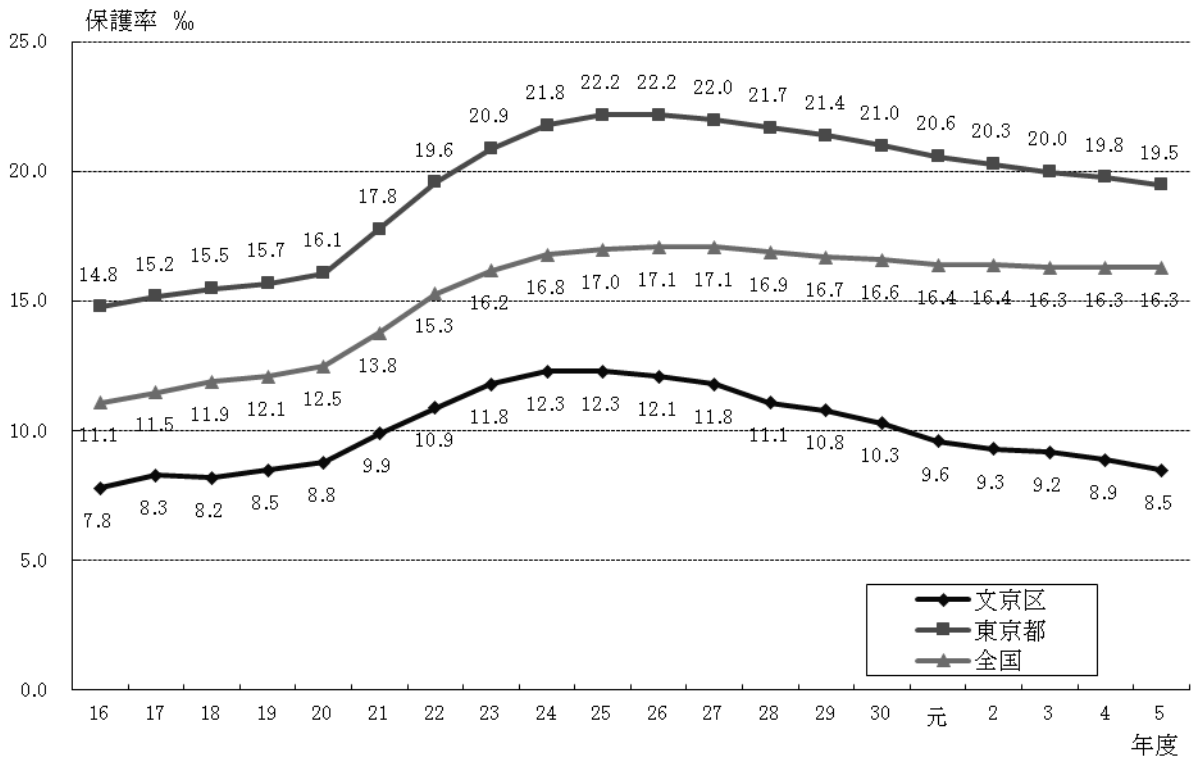
(相談件数、上段：延件数・下段：実件数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護	503	840	1,364	1,551	1,307
	448	494	717	737	654
路上生活者	746	601	542	543	625
	170	167	156	169	206
その他	14	10	16	5	7
合計	1,263	1,451	1,922	2,099	1,939
	618	661	873	906	860

(生活福祉課)

ア 被保護者の動向 (保護率=1000 分比)

当該年度における月平均



イ 生活保護扶助費の執行状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
生活扶助費	1,269,183	27.7	1,225,662	27.9	1,208,665	27.0	1,176,954	27.0	1,137,019	27.0
住宅扶助費	1,037,279	22.7	1,021,845	23.3	1,027,050	23.0	1,005,638	23.0	979,409	23.0
教育扶助費	3,040	0.1	2,835	0.1	2,441	0.1	2,291	0.1	1,593	0.1
介護扶助費	195,684	4.3	196,999	4.6	175,493	3.9	162,647	3.7	153,243	3.7
医療扶助費	2,006,943	43.8	1,870,766	42.6	1,994,785	44.6	1,966,820	45.0	2,014,291	45.0
出産扶助費	0	0.0	9	0.0	16	0.0	0	0.0	0	0.0
生業扶助費	1,649	0.0	1,787	0.0	1,240	0.0	1,250	0.0	1,394	0.0
葬祭扶助費	15,326	0.3	10,851	0.2	11,170	0.2	17,437	0.4	17,155	0.4
施設保護費	10,246	0.2	13,448	0.3	10,989	0.2	7,107	0.2	6,690	0.2
施設事務費	39,440	0.9	45,558	1.0	42,467	1.0	28,209	0.6	25,327	0.6
計	4,578,790 千円	100.0 %	4,389,760 千円	100.0 %	4,474,316 千円	100.0 %	4,368,353 千円	100.0 %	4,336,121 千円	100.0 %

ウ 被保護者人口の動態

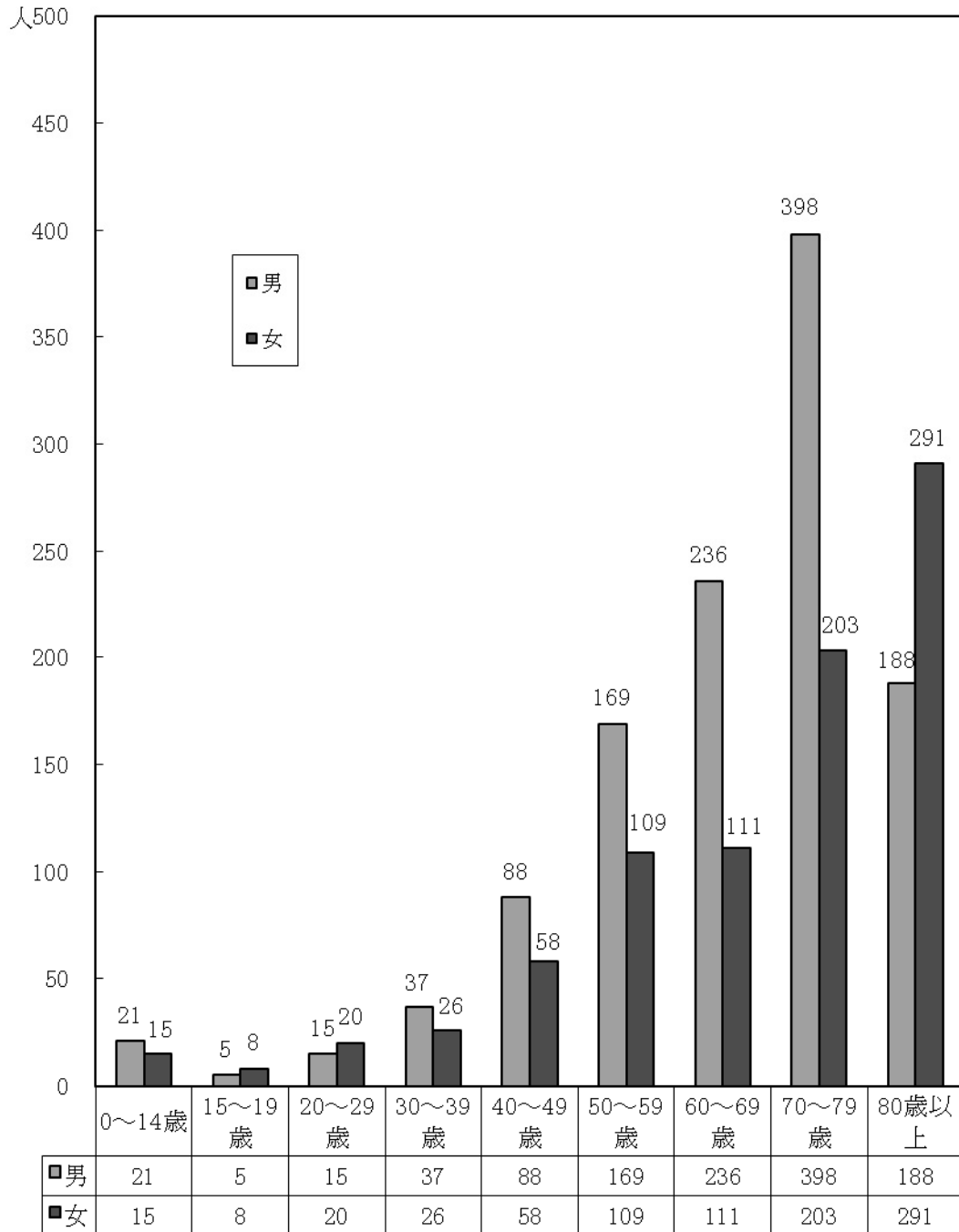
文京区の被保護者人口の推移は、減少傾向にあり、令和5年には1,998人となっています。

被保護者調査（各年度7月31日現在）

（ ）内構成比

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	2,212人 (100%)	2,127人 (100%)	2,095人 (100%)	2,070人 (100%)	1,998人 (100%)
男	1,275人 (57.6%)	1,224人 (57.5%)	1,214人 (57.6%)	1,200人 (58.0%)	1,157人 (58.0%)
女	937人 (42.4%)	903人 (42.5%)	881人 (42.4%)	870人 (42.0%)	841人 (42.0%)

エ 被保護者の男女別年齢構成図（令和5年7月31日現在）



総数 1,998人 男 1,157人 女 841人

オ 保護の実施状況

(ア) 保護世帯・人員及び扶助別数

(当該年度月平均)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保護者	世帯数	1,944	1,913	1,901	1,867	1,823
	人員	2,162	2,114	2,086	2,034	1,974
	世帯指数	97	98	99	98	98
保護率%	文京区	9.6	9.3	9.2	8.9	8.5
	東京都	20.6	20.3	20.0	19.8	19.5
	全国	16.4	16.4	16.3	16.3	16.3
生活扶助	世帯	1,640	1,618	1,601	1,564	1,517
	人員	1,804	1,774	1,741	1,686	1,626
住宅扶助	世帯	1,713	1,690	1,685	1,660	1,620
	人員	1,901	1,864	1,842	1,799	1,747
教育扶助	世帯	23	18	17	16	14
	人員	28	23	20	19	17
介護扶助	世帯	463	495	508	509	499
	人員	473	504	519	519	506
医療扶助	世帯	1,630	1,583	1,574	1,559	1,549
	人員	1,764	1,701	1,691	1,662	1,650
出産扶助	世帯	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0
生業扶助	世帯	10	11	9	4	7
	人員	12	12	9	5	8
葬祭扶助	世帯	8	6	6	8	8
	人員	8	6	6	8	8
計	世帯	5,487	5,421	5,400	5,320	5,214
	人員	5,990	5,884	5,828	5,698	5,562

(イ) 被保護世帯類型 (各年度3月実績)

(単位:世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 傷病・障害世帯	410	395	392	398	392
2 高齢者世帯	1,205	1,221	1,215	1,183	1,143
3 母子世帯	34	32	32	29	28
4 その他の世帯	267	261	256	238	235
計	1,916	1,909	1,895	1,848	1,798

(ウ) 被保護世帯労働類型 (各年度3月実績)

(単位:世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 働いている者のいない世帯	1,584	1,601	1,599	1,538	1,489
2 世帯主が働いている世帯※	310	286	271	287	287
3 世帯主は働いていないが、 世帯員は働いている	22	22	25	23	22
計	1,916	1,909	1,895	1,848	1,798

※ 世帯主が働いている世帯の内訳

(単位：世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 常用労働者	107	91	83	83	79
2 日雇労働者	75	72	74	71	67
3 その他就労者	125	119	109	127	136
4 内職者	3	4	5	6	5
計	310	286	271	287	287

(エ) 保護の開始・廃止

(単位：世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請	180	203	208	223	194
取下	13	3	1	8	5
却下	6	11	3	5	5
開始	163	192	202	209	188
廃止	216	186	203	227	214

(オ) 保護開始・廃止理由別構成

保護開始理由別構成

(単位：世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 世帯主の傷病	73	58	56	59	40
2 世帯員の傷病	6	0	2	3	1
3 働いていた者の死亡・離別・不在	0	1	1	1	4
4 1.2によらぬ収入減少・喪失	59	103	107	104	89
5 年金・仕送り等の減少・喪失	8	7	5	4	5
6 その他	17	23	31	38	49
計	163	192	202	209	188

保護廃止理由別構成

(単位：世帯)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 世帯主の傷病治癒	0	0	0	1	0
2 世帯員の傷病治癒	0	0	0	0	0
3 死亡・失踪	117	117	131	126	139
4 1.2によらぬ収入増加・取得	27	18	15	20	22
5 年金・仕送り等の増加	6	7	13	22	9
6 その他	66	44	44	58	44
計	216	186	203	227	214

カ 医療券発行状況

生活保護法による医療扶助の診察、投薬、医学的処置、手術その他の給付及び病院等への入院は特別の場合を除き、医療券等の発行（現物給付）により行います。（単位・枚）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院	医科	1,899	1,751	1,795	1,707	1,688
	合計	1,899	1,751	1,795	1,707	1,688
入院外	医科	35,236	34,029	34,522	34,887	35,255
	歯科	6,938	6,270	6,411	6,445	6,536
	治療材料	103	91	103	95	102
	訪問看護	512	544	552	718	811
	移送	0	0	0	0	0
	マッサージ	70	58	67	74	45
	薬局	30,506	30,106	30,474	30,571	31,107
	柔道整復	0	0	0	0	0
	はり・きゅう	31	14	4	4	0
	計	73,396	71,112	72,133	72,794	73,856
合計	77,289	75,295	72,863	74,501	75,544	

キ 介護券発行状況

生活保護法による介護扶助の給付は、特別の場合を除き介護券の発行（現物給付）により行います。（単位・枚）

介護券発行枚数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	18,825	19,129	22,079	22,632	22,983

ク 嘱託医の活動状況

生活保護法による医療扶助の適正な実施をはかるため「文京区嘱託医設置要綱」に基づき嘱託医が福祉事務所に配置されています。嘱託医は、一般科及び精神科の会計年度任用職員で医療扶助に関し、指定医療機関から提出される各給付要否意見書の内容についての技術検討や、要保護患者に対する指導又は検診及び指定医療機関に対する指導等の事務を行っています。

嘱託医取扱い件数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
要否意見書審査数	入院	結核	0	0	0	0	
		精神	136	138	98	145	131
		他の疾病	824	689	781	698	735
	入院外	5,528	5,285	5,403	5,485	5,541	
	歯科	1,027	953	971	931	888	
	治材・移送・施術	529	520	558	586	628	
	看護	111	117	133	166	185	
	その他	174	162	153	183	241	
	合計	8,329	7,864	8,097	8,194	8,349	

（生活福祉課）

3 法外援護

法律に基づく保護に加え、文京区では生活保護世帯に対し次のような独自の施策を行っています。

(1) 自立促進事業費の支給

(事業開始 平成 17 年度)

(単位：件・円)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
支給事業	支給対象 経費	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
就労支援	就労支援費	8	155,909	1	20,000	7	139,718	5	56,406	3	37,290
	緊急一時 保育費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会参加 活動支援	社会参加 活動支援費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域生活 移行支援	住宅契約 関係費	23	405,836	35	614,200	46	809,300	41	749,800	23	406,600
	高齢者等 生活環境 改善事業	5	805,479	7	1,258,700	3	235,500	5	783,000	1	197,450
	生活支援 事業	24	166,480	43	384,044	52	336,575	59	430,930	76	659,674
	住宅契約 支援事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	債務整理 援助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康増進 支援	健康増進 支援費	0	0	1	4,268	4	25,757	0	0	0	0
次世代 育成支援	次世代 育成支援費	13	844,400	14	635,880	20	721,540	14	203,600	12	94,400
計		73	2,378,104	101	2,917,092	124	2,268,390	124	2,223,736	115	1,395,414

(2) 学童服・運動着購入費用の補助

(事業開始 昭和 44 年度)

小・中学校に在籍する生活保護世帯の児童・生徒を対象に、学童服と運動着の購入費用を支給して就学を奨励しています。

学童服購入費用の補助状況

(単位：円・人・世帯)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
学 童 服	支給単価	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	
	件 数	小学生	18	12	11	10	5
		中学生	6	5	6	5	5
		計	24	17	17	15	10
	世帯数	19	15	14	14	9	

運動着購入費用の補助状況

(単位：円・人・世帯)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
運動着	支給単価	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	
	件数	小学生	19	12	15	10	8
		中学生	9	11	8	8	9
		計	28	23	23	18	17
世帯数	23	19	20	15	14		

(3) 夏季健全育成費の支給

(事業開始 昭和63年度)

小・中学校に在籍する生活保護世帯の児童・生徒を対象に、夏季休業中の各種野外活動等に参加するための準備費用を支給して、当該児童・生徒の健全な育成を図っています。

夏季健全育成費の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額(円)		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
件数(人)	小学校	20	12	14	11	8
	中学校	8	11	7	9	9
	計	28	23	21	20	17
世帯数		23	19	18	17	14

(4) 中学校卒業生への自立援助金の支給

(事業開始 昭和63年度)

生活保護世帯で中学校を卒業し就職する方へ、就職支度金を支給して自立を援助しています。なお、高等学校へ入学する方への入学支度金は、平成17年度から法内援護で支給することになり廃止になりました。

中学校卒業生への自立援助金の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内 容		就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金	就職支度金
金額(円)		51,500	51,500	51,500	51,500	51,500
件数(人)		0	0	0	0	0
世帯数		0	0	0	0	0

(5) 修学旅行等支度金の支給

(事業開始 平成元年度)

生活保護世帯で修学旅行等に参加する小学6年生・中学3年生に対し、修学旅行等参加支度金を支給して自立を援助しています。

修学旅行支度金の支給状況

(単位：円・人・世帯)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	支度金	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
	人数	3	1	4	3	3
中学生	支度金	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
	人数	2	3	2	4	1
対象総世帯数		5	4	6	6	4

(生活福祉課)